

希望番号による自動車のナンバープレートの申込から

交付開始までの期間延長措置の短縮について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの期間については、令和2年5月1日から当面の間延長する旨お知らせしたところです。

その後、新規感染者数も減少傾向にあることから全国的に緊急事態宣言が解除され、令和2年6月19日以降は、一部首都圏、北海道の県をまたぐ移動等の外出自粛も緩和されたところであり、経済活動の再開が期待されるところです。従いまして、今般、標板製作のメーカーでの感染症予防対策や業務継続体制の状況を踏まえて、下記のとおり、交付開始時期を短縮する措置をとることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、延長された期間を完全に従前の期間に戻すことにつきましては、本措置の状況を踏まえて検討される予定ですので、念のため申し添えます。

記

<期間延長措置の短縮の内容>

1. 実施日 令和2年7月20日（月）から当面の間

2. 短縮期間

ペイント式	8営業日から 6営業日に短縮
字光式	10営業日から 7営業日に短縮
図柄入り	15営業日から 12営業日に短縮

3. 交付開始までの期間の短縮の方法

全国の登録番号標、車両番号標の希望番号及び再交付・交換について、令和2年7月20日（月）予約確定分から上記2の期間となるように、令和2年7月16日（木）以降、順次段階的に交付開始までの期間が短縮となります。

7月16日（木）予約確定分：ペイントは8営業日のまま
字光式を10営業日→9営業日に短縮
図柄を15営業日→14営業日に短縮

7月17日（金）予約確定分：ペイントを8営業日→7営業日に短縮
字光式を9営業日→8営業日に短縮
図柄を14営業日→13営業日に短縮

7月20日（月）予約確定分：ペイントを7営業日→6営業日に短縮
字光式を8営業日→7営業日に短縮
図柄を13営業日→12営業日に短縮